

# 埼玉県障害者雇用優良事業所認証事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、埼玉県障害者雇用優良事業所認証事業の実施に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 障害者を率先して雇用し、その能力の活用に積極的な事業所を埼玉県知事(以下「知事」という。)が認証し、その取組内容を広く紹介することにより、社会的に評価される仕組みをつくり、障害者雇用への理解と雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号によるものとする。

(1) 常用雇用労働者とは、次のいずれかに該当する者で、1週間の所定労働時間が30時間以上、かつ1年以上引き続き雇用されることが見込まれている労働者をいう。

ア 雇用期間の定めのない労働者

イ 一定期間を定めて雇用されている労働者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めのない労働者と同様の実態にあると認められる労働者

ウ 日々雇用される労働者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上期間の定めのない労働者と同様の実態にあると認められる労働者

(2) 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満、かつ1年以上引き続き雇用されること(事実上期間の定めのない労働者と同様の実態にあると認められる場合を含む)が見込まれている労働者をいう。

(3) 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用雇用労働者並びに短時間労働者をいう。

(4) 障害者実雇用率とは、常用雇用労働者及び短時間労働者の総数から除外率相当の労働者数を差し引いた数に対する障害者の総数の割合をいう。

(5) 事業所とは、本社、本店のほか、支社、支店、営業所、事務所、工場等、生産又はサービスの提供が事業として行われている個々の場所をいう。ただし、県内本社企業にあつては、本社(国への障害者雇用状況報告を行う事業所。以下同じ。)に読み替える。

(認証基準)

第4条 知事は、次に掲げる要件をすべて満たしている事業所を「埼玉県障害者雇用優良事業所」として認証することができる。

(1) 県内に所在する事業所であること。

(2) 障害者実雇用率が2.3%以上であること。ただし、当該事業所の雇用労働者数が50人未満の場合は、2名以上の障害者を雇用していること。

(3) 県外に本社がある事業所にあつては、本社の障害者実雇用率が2.0%以上であること。

(4) 労働関係法規を遵守していること。

(5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

2 知事は、埼玉県障害者雇用優良事業所等表彰要領に基づく「障害者多数雇用貢献企

業」の表彰を受けた事業所を「埼玉県障害者雇用優良事業所」として認証する。

(認証の申請)

第5条 前条第1項の認証を受けようとする事業所の事業主は、埼玉県障害者雇用優良事業所認証申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(認証の決定)

第6条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、認証するときは埼玉県障害者雇用優良事業所認定証(様式第2号)により、認証しないときは埼玉県障害者雇用優良事業所不認証決定通知書(様式第3号)により事業所に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査のために必要と認めるときは、当該事業所の現地調査を行うことができるものとする。

3 認証の有効期限は、認証日から起算して2年を経過した日以降における最初の3月31日までとする。

(認証の更新)

第7条 埼玉県障害者雇用優良事業所として認証された事業所等(以下「認証事業所」という。)は、認証の更新を希望する場合には、有効期限日の1か月前から10日前までの間に、申請を行うものとする。ただし、有効期限の10日前が閉庁日であるときは、翌開庁日までとする。

2 前項の手続等については、第5条及び前条第1項を準用する。

(認証の取消し)

第8条 知事は、認証事業所が次の各号のいずれかに該当したときは、当該認証を取り消すものとする。

(1) 第4条第1項の要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 認証事業所から、埼玉県障害者雇用優良事業所認証取消申請書(様式第4号)により、認証取消しの申請があったとき。

(3) その他認証事業所として適当でない事由が生じたとき。

2 認証事業所は、前項第1号に該当したときは、様式第4号を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項に基づき取消しを行ったときは、埼玉県障害者雇用優良事業所認証取消決定通知書(様式第5号)により認証事業所に通知する。

(変更の届出)

第9条 認証事業所は、次の各号について変更があったときは、埼玉県障害者雇用優良事業所変更届出書(様式第6号)により、知事に届出なければならない。

(1) 商号または名称

(2) 所在地

(3) 認証事業所の代表者

(シンボルマークの使用)

第10条 認証事業所は、別記のシンボルマークを会社案内、名刺等、知事が認める用途に使用することができる。ただし、有償で頒布する製品等への使用は認めない。

2 認証事業所の希望により、前項のシンボルマークの色を当該事業所のコーポレートカ

ラー等に変えて使用することは差し支えないものとする。

(普及啓発)

第11条 知事は、認証事業所の障害者雇用に関する取組をホームページや発行物等を通じて周知し、事業所における障害者雇用について普及啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成26年3月25日から施行する。

(別記)

埼玉県障害者雇用優良事業所認証マーク



**埼玉県障害者雇用優良事業所**